

厚生労働省サイトで「令和4年10月1日施行の改正職業安定法に関するリーフレット」が公表されました！

2022(令和4)年10月1日施行の「改正職業安定法」に関する分かりやすいリーフレットが、厚生労働省より公表されました。掲載されているリーフレット等は、以下のとおりです。詳細は、下記及び厚生労働省サイトの当該ページをご覧ください。

記

- 1 [職業安定法改正 改正のポイント](#) 今回の改正の全体像です。
- 2 [職業紹介事業の運営ルールが変わります](#) 職業紹介事業者向けのリーフレットです。
 - ① 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます
 - 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示は、してはなりません。
 - 求人情報、求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。
 - ② 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります
 - 求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。
 - ③ 求人メディア等について届出制が創設されます
- 3 [募集情報等提供事業の運営ルールが変わります](#)
募集情報等提供事業の運営に関する改正部分の詳細な説明があります。
改正前
 - ・求人メディアや求人誌など、求人企業から依頼を受けて求人情報を提供する
 - ・人材データベースなど、求職者から依頼を受けて求職者情報を求人者に提供する改正後追加
 - ・求人情報・求職者情報をクローリングして提供する
 - ・他の求人メディアに掲載されている求人情報を転載する
- 4 [労働者の募集ルールが変わります](#)
求人企業向けのリーフレットです。
- 5 [雇用仲介サービス利用のチェックポイント](#) 求職者向けのリーフレットです。
より安心して雇用仲介サービスを利用できるよう、各事業者の義務が掲載されています。
- 6 [令和4年 改正職業安定法Q&A](#) 今回の改正に関するQ&A

2022年7月22日